

# 雇用開発協会

## 不正経理について

### 決算委員会（第二回）

政府参考人の出席を求めることを決定した。

参考人の出席を求めることを決定した。

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法  
第百五条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する  
結果報告に関する件及び会計検査院法第三十条の二の規定に基づ  
く報告に関する件について鳩山総務大臣、甘利国務大臣、舛添厚  
生労働大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大臣、塩谷文部科学  
大臣、金子国土交通大臣、中川財務大臣、近藤農林水産副大臣、  
金子国土交通副大臣、橋本外務副大臣、谷本内閣府副大臣、平田  
財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人  
都市再生機構理事飯原一樹君、同機構理事長代理河崎広二君及び  
独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君に対し質疑を行った。



政府参考人

- ・ 河村建夫 内閣官房長官
- ・ 舛添要一 厚生労働大臣
- ・ 岡崎淳一 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長
- ・ 小武山智安 会計検査院事務総局第二局長
- ・ 真島審一 会計検査院事務総局第五局長
- ・ 飯原一樹 独立行政法人都市再生機構理事

質疑内容

- ・ 政府参考人の出席要求に関する件
- ・ 参考人の出席要求に関する件
- ・ 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- ・ (国会法第百五条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に  
対する結果報告に関する件)
- ・ (会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告に関する件)

**風間直樹君** 今日、まず最初に、都道府県の雇用開発協会の不正経理事案についてお尋ねをしたいと思います。

皆様には、お手元の配付資料、一枚目と二枚目を御覧いただきたいと思  
います。

今年も検査院によります決算検査報告、今ほぼ取りまとめられまして  
近々出てくると伺っているんですが、この中で大変大きな事実が明らか  
になりました。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構がその傘下の二十九  
県の雇用開発協会に支払った業務委託費のうち、飲食への流用や空出張な  
どで一億一千万円の不正が判明したという事案です。この件は、昨年も検  
査院の調査で、他の十八県の協会と同じく一億一千万円の不正が指摘され  
ております。つまり、今年の調査と合わせて、四十七都道府県すべてで合  
計二億二千万円分の不正が確認されたということです。大変膨大な金額で  
す。

検査院にまずお尋ねをしますが、この内容の国会への報告はいつになり  
ますでしょうか。

説明員(小武山智安君) 平成十九年度決算検査報告につきましては、  
十一月七日に内閣に送付いたしました。同報告は、今後、内閣から決算と  
ともに国会に提出されることとなっております。

昨年の例で申しますと、決算検査報告は十一月九日に内閣に送付されま  
して、内閣は十一月二十日に決算とともに国会に提出いたしました。

**風間直樹君** この不正事案の内容なんですが、まず厚生省からこの機構  
に対して交付金等として年間約五百億円が出ています。この五百億円のうち、  
機構から今度は雇用開発協会に対して委託費として年間七十億円が出  
ています。この七十億円に係る不正が今回の事案ということになります。

この委託費ですが、主に事務費、それから高齢者・障害者雇用に向けた  
相談会、さらに講習会の開催などに使用されているということでもあります。  
具体的事例を指摘しますが、まず神奈川県雇用開発協会、千三百万円  
の不正経理が指摘されました。そのうち、私的な懇親会費用など飲食費で  
六百万円の不正であります。さ  
らに、山梨県、イベント経費の  
水増しによる裏金作りなどで約  
七百八十万円。さらに、新潟県  
では、職員が障害者に付き添っ  
て出張する場合に受けられる割  
引制度を悪用し、航空券の正規  
料金分との差額を着服しており  
ます。本当に言語道断の不正経  
理なんですね。とても許されま  
せん。

今回指摘された不正、合計二  
億二千万円と大変大きいんです  
が、こうした指摘を受けた場合、



通常、国は委託契約や民法上の不当利得等の理由で超過交付相当額について返還請求を行うことができるわけですが、厚労省は恐らくもう既にこの請求を行われていると思いますが、現状、トータル幾らの返還請求額になるか、まずお尋ねします。

政府参考人(岡崎淳一君) このお金につきましては、高齢・障害者雇用支援機構からの委託費でございますので、国ではなくて高齢者雇用支援機構等が返還請求をいたしております。

ただ、既に返還対象額になるものについてはすべて加算金を含めて返還されておりますが、具体的な額といたしましては、昨年度指摘を受けましたものうち、返還対象額が五千八百五十万円余り、加算金九百万円余りを含めまして六千七百万円余りが返還されております。それから、本年度指摘分につきましては、返還対象額が一億三百万円余りでございますが、これに加算金の千六百万円余りを足しまして一億二千万円余りの額、それぞれ返還対象額、加算金を含めまして全額返還済みというふうになっております。

風間直樹君 検査院の調査では、数年前から継続して四十七都道府県の雇用開発協会にこの調査をしてきていると。判明した分、まず昨年報告し、そしてまた今年報告をしたと、こういう経緯であります。

これ、昨年の指摘を受けて既に改善のための具体的措置がとられていると思つんですが、これはどのような措置をとられたんでしょうか。

政府参考人(岡崎淳一君) 一つには、委託元であります高齢・障害者雇用支援機構からの委託あるいはその精算につきまして、今回も、協会の本来事務であるものに委託費を使ったというようなものでありますとか、それから、先ほど先生御指摘のように懇親会その他に流用したものとかが様々ありますが、委託費として使える範囲、これを明確にもう一度指示し直すというふうなこと、それから、それに基づきまして、協会の中で、一つは、監事がありますが、監事がきちっと見ていただく、それから事務局

の職員任せではなくて事務局長もちゃんとチェックするというような、事務局内、協会内部での監査体制をきちっとするというふうなことを一つしました。

それから、高齢・障害者雇用支援機構の方で出てきたものをきちっとチェックするというのももう一つ重要でございます。これにつきましては、特別な、業務の部門のほかには経理部門の中に監査をする機構を設けてまして、そこでちゃんとチェックするということになりました。

それからもう一つは、この協会、私どもの所管法人でありますので、具体的には都道府県労働局が法人としての監査をすることになっておりますが、これにつきましても、すべての協会に臨時の監査に入りまして、運営体制それから経理体制その他につきましても十分な指導を行ったと、こういうことをやったところでございます。

風間直樹君 今、監査体制についてのお話がありましたけれども、四十



七都道府県の雇用開発協会それぞれで恐らく監査体制の在り方というのは違っていると思つたんですね。これだけの不正が指摘されたということは、相当監査体制も私は緩いんじゃないかと考えています。

今お話の中に、この協会の監事さんそれから事務局長さんがしつかりこついった経理についてもチェックをしていくということが出てまいりましたけれども、実は調べてみますと、この雇用開発協会には厚生労働省の特に労働局の出身者の割合が極めて高いんですね。天下りが非常に多いんです。皆様には配付資料の三枚目を御覧いただきたいと思いますが、これを見ますと、協会の常勤職員のうち実に五七％が厚生労働省からの天下りであります。事務局長に至ってはほぼ全員、四十五人ですね。こついう状況の中で、事務局長さんがしつかり監査をしますと、こつおつしやいまして、果たしてできるのかなという気がするわけです。つまり、事実上、この協会というのは厚生労働省の労働局の天下りの受皿となっているんじゃないか、まずこの点を指摘したいと思つています。

さらにこの労働局というのが過去の検査院の指摘におきまして非常に多額の不正経理が発覚をしております。検査院の〇四年度から〇六年度までの労働局に関する不正経理の指摘、合計七十八億円ございました。二十六労働局を調べたところ、そのうちの二十二で空残業により一億五千九百万円が裏金としてつくられていた。長野県の労働局に至りましては、当時の前局長が証拠書類の破棄を指示して懲戒処分を受けております。

こついうことを見てくると、労働局には明らかに不正経理体質というものがあつた。その体質が、協会に〇Bだけでなく体質までも天下りしているんじゃないか、こついう疑念が浮かぶわけです。事実、十一月八日付けの信濃毎日新聞という長野県の新聞ですが、こついう記事が出ています。ある検査院職員の話として、協会の事務職員に労働局〇Bが少なくないことも今回の結果とつながりがあると指摘している。

これはまさに労働局の体質が天下りを通して協会に浸透していることを示唆していると思つたんですが、検査院に伺います。この労働局からの多くの天下りそして協会の不正経理の関係、検査院としてはどのように受け止めていらつしやるでしょうか。

説明員（小武山智安君）

本件指摘事態の発生原因の一つは、協会におきまして委託業務の適正な執行及びその委託費の適正な会計に関する認識が欠けていたことが挙げられますけれども、お尋ねの雇用開発協会への労働局退職者の再就職と今回の指摘の関係につきましては、本院といたしましては明確な関係があるとは確認するに至っておりません。



風間直樹君 舛添大臣、ここまで話を進めてまいりましたけれども、まず明らかなのは、協会の内部監査体制というものをいま一度見直して、実質的な監査が行われる体制をつくるということだと思つています。これは協会にお任せすべき事業かという点、私はそうではないと思つています。やはりそこに大量の天下りが労働局から行つていふという事実それから機構からも様々な形でお金が委託費という形で出ている、こついうことを踏まえまして、やはり大臣にもここはリーダーシップを取っていただかねばならないと思つたんですが、大臣、この監査体制の強化について御所見を伺います。

国務大臣（舛添要一君） 今委員が御指摘のように、これはあくまで建前上は各協会が自由に選んでくると。そして、公務員だからどこでも就職できるということではなくて、やはりそれは専門的知識とかきちんと仕事ができるということがないといけないというふうに思つていますので、こついう形でこの監査体制を厳しくしていくか。これについて、こついう厳しい目が注がれて、しかも二年連続してこついうことがあつたと。今これはもう厳正に処分をし、二度と起らないように再発防止策をやっております。

けれども、おっしゃるように、監査体制、何か検討できるか、そういうことについて少し見直しをしてみたいと思います。

風間直樹君 同時に、協会への労働局を中心とした天下りですが、やはり五七%天下っているというのはちょっとこれはやり過ぎじゃないでしょうか。さらに、事務局長が実質は全員行っていると、労働局からですね。こういう点も見直さなければいけないと思うんですが、大臣はこの協会への天下りについてどのように改善されるお考えでしょうか。

国務大臣(舛添要一君) 雇用の開発をどうするか。いろんなレベルで役所からの天下りがありますけれども、基本的に我が国がハローワークを中心として職を失った方々を面倒を見る、それから雇用・能力開発機構も使ってやる、そういう状況から見たときに、民間でこういう方がどれくらいルートできるかということとの関係もあると思います。

ですから、一概に何%だった駄目だとか、何%以下でないと駄目だということとは言えないと思いますけれども、確かに五七・五%、それで事務局長がほぼ全員労働局のOBであるということは、いろんな意味でこれは批判もあると思いますので、私は単純に数値目標でどつだということとはちょっと避けたいと思います。というのは、今言ったように、専門的な知識を民間の方で入ってこられる方がどれだけ持っているかというふうなことも、雇用能力の開発についてそれはあります。しかし、今のような御指摘を受けて、何らかの形で、数値目標とまではいなくても指導できるかなと、ちょっと検討させていただきたいと思います。

風間直樹君 大臣、この雇用開発協会の件は極めて悪質なケースなんです。つまり、労働局から多数のOBが入っている。そこで、労働局の不正経理体質まで伝播しているんじゃないかと、こういう疑いが強いからなんです。ですので、他の公益法人や独法とはまた事情が違つと私は思います。この特殊性にかんがみて、やはりここはより踏み込んだ改善策を取っていかねばいけないと思う。もう一度御所見を伺いたい、お願いしま



す。

国務大臣(舛添要一君) 高齢者や障害者の支援ということで、そのエキスパートが必要だということを申し上げました。しかし、その上で、まあその労働局の体質がそのまま行っているのかどうなのかを含めて、今、厚生労働省全体の改革をやらなれないといけない。社会保険庁の問題にしてもそう

ですけれども、地方に出ている出先機関をどうコントロールしていくかというのは非常に大きな問題でありますので、大きな厚生労働省改革の一環として、今委員の御指摘の問題は正面から取り組みたいと思います。

風間直樹君 さて、もう一点、委託費の問題なんですが、実はこの委託費というのは補助金のように特別法ではなくて使用規定が事実上民法に準ずると、こういう事情がございます。このあいまいさが多額の不正経理を生む原因になっているのではないかと私は思うんですけれども、厚生労働大臣、この点やはり改善しなければならぬと思うんですが、大臣のお立場からこれはどのようにお考えになりますでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） 使用規定が法で定められてはおりませんけれども、会計法のコントロールは受けますから、きちんと施行すれば会計法に基づいて必要な検査もできますし、それからこの契約の内容についても厳正に対応できると思います。

ただ、おっしゃるように補助金の場合と違って細かいところまでのチェックが行っておりませんから、今後、この委託費の問題をどうするかということは一つの検討課題になるうふうふうに思っております。ただ、今の私の立場では、現行法令上においては会計法を適用して、いささかでも不正なことがあったり又はきちんと施行されていないときは、会計法を武器にしてきちんとやらせるという立場でございます。

風間直樹君 官房長官にお尋ねしますが、検査院の決算検査報告でもこの委託費についての指摘というのが最近非常に目立つようになってまいりました。十八年度を例に取りますと十一件、うち不当事項それから処置を講じた事項が計七件、この分にかかわる指摘金額で約五億円、検査院から指摘をされております。

官房長官、政府全体を取りまとめるお立場から、この委託費使用規定のあいまいさについて今後どのように改善されるおつもりか、お尋ねします。

国務大臣（河村建夫君） この委託費の問題について今、厚生労働大臣から御答弁ありましたように、物品の購入と同じように会計法の規定に基づいて契約手続を行っておるところでございます。

そして、この委託契約の履行状況、これは会計法の第二十九条の十一に基づいて、各官庁において契約の適正な履行を確保するために必要な監督やまた給付の完了の確認をするために必要な検査を実施しなきゃならぬと、こうなっておるわけでございまして、御指摘のように、その監査体制といえますか、これが非常に甘いんじゃないか、不十分ではないかということでありまして、この点をまたきちとやらなきゃいかぬ、これはもう当然のことだというふうに思っております。

今後とも、この契約の内容の適正な実現が図っていかれるように、これは細心の注意を払いながら会計法令に基づいて対応をきちとしてみよう、そのことをもつと徹底してまいりたい、そのように考えるところであります。

風間直樹君 こうした不正経理事案が明らかになった場合、検査院に与えられている権限がございまして、これは検査への通告という権限でございまして、御承知のとおり、会計検査院法の第三十三条で、検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告しなければならない、このように規定をされております。

今回の協会の不正経理事案では、雇用開発協会、これは国ではございませぬのでこの条文には該当しないと、このように考えるわけでございまして、検査院、この考えでよろしいでしょうか。

説明員（小武山智安君） 議員のおっしゃるとおり、雇用開発協会は国とは異なる法人であることから、会計検査院法第三十三条には該当いたしません。

風間直樹君 そうしますと、過去の例を伺いますが、これまでこの第三十三条に基づいて検察庁に通告した事例、昭和二十七年以前は約十件あったと、しかし二十八年以降はないというふうに向っているのですが、その理由について御答弁いただけますでしょうか。

説明員（小武山智安君） お話しのとおり、昭和二十年代に検察庁へ通告した例が九件ございます。二十七年以前の通告を行った事態について見ますと、戦後の混乱を引きずっている時期における横領等の犯罪でございまして、本来、各官庁等において告発を行うべきものであったものと思われるものでございます。

会計検査院法第三十三条に該当するような犯罪の容疑が明白な事態に

つきましては、受検庁当局において既に告発するなどしているのが通例でございまして、近年、本条の規定によって検察庁に通告した例はございません。

なお、近年の検査報告の不当事項の記述につきましては、具体的かつ詳細に記述するように努めておりますので、事例によっては、明白に犯罪事実を指摘することができなくても、その犯罪の端緒としての情報提供にはなっているものもあると考えております。

風間直樹君 先ほど柳澤委員の質疑の中で、検査院法の見直しをしてもう少し大きな権限を検査院に与えることを考慮すべきではないかという御指摘がありました。

私も、この三十三条につきましては、国の会計事務に関してのみ検査に対して通告することができるというのは、恐らくこの条文が制定されたのはかなり前だと思っておりますが、今日のように公益法人やその他の法人がこれほど多数増えるという想定で制定された条文ではないと思っております。こういったところも、今後、この委員会でも見直しが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

雇用開発協会への委託費の問題、そして今後の事務処理の在り方、この決算委員会におきましてもしっかり監視をしていきたいと考えます。

次に、検査院の今回の報告の中で、随意契約と天下りの関係につきまして、先ほど柳澤委員も質問をされましたが、私

### 都道府県協会の職員の状況

職員数(常勤)	うち厚生労働省出身者	常勤職員に占める厚生労働省出身者の割合	47都道府県協会事務局長のうち、厚生労働省出身者・・・45名。
463名	266名	57.5%	

(平成20年7月1日現在)

出典：厚生労働省

からも幾つかお尋ねをいたします。

皆様には配付資料の四枚目を御覧いただければと思います。

先ほど柳澤委員が配付された資料にも同じものがございました。この四枚目のまず上の図でございますが、独立行政法人からの天下り職員が在籍する公益法人、そうでない法人に比べて随意契約の件数が十倍、金額で二十三倍多いと、こういう事実でございます。

さらに、その下の図でありますけれども、中でも再就職者が十人以上在籍している随契先の公益法人は二十六、再就職者数が五百八十八人と、ここに非常に随契が多いわけでありまして。検査院の指摘では、特に透明性の確保に留意をし、随意契約としている理由の妥当性について十分に説明責任を果たせるようにすべきと、このように指摘をされております。

そこで、今回、この表に再就職者の人数の多い上位の独立行政法人名と随契先の公益法人名が記載されておりますので、この中から一例を取り上げてみたいと思います。

取り上げますのは、検査院法三十条の三の規定に基づく報告書、百五十一ページに記載をされております都市再生機構東日本支社の契約例、問題があるケースとして掲載をされておりますものです。

この都市再生機構東日本支社では、平成十九年度、同機構の二つの団地の耐震診断の業務委託をいたしました。この際、情報管理を徹底して居住者の無用な混乱を避けるという目的で、同機構と責任を共有し、継続的、安定的な業務の実施が可能であることを理由に、財団法人住宅管理協会に随意契約で三千三百十八万円の契約を結んでおります。この下の表の一番左上、財団法人住宅管理協会、これでございます。

皆さん御覧いただけますように、この協会は、機構からの再就職者数、天下りのOBの数が最も多い八十三人、随契金額も最も多い二百十億円であります。一言言わば問題が多いのではないかと、こういう疑念を受ける可能性がある協会だと思えます。

この住宅管理協会は、機構から受けた耐震診断業務の大半を実は民間業者に再委託をしています。この再委託率を調べてみますと、八九・五％、九割です。つまり、先ほどの指摘にもありましたように、およそ一〇％の

手数料を機構が取っている。約三百万円ですね。果たしてこういうことが許されるのでしょうか。

検査院の指摘では、耐震診断業務は広く民間でも一般に行われているもので、競争契約を行うべきだと、このように指摘をしております。ちなみに、二十年度におきましては、現在までのところ、この機構が耐震診断業務の委託は行っていないと、こういうふう聞いています。

大変不可解な疑念が多いケースなんです。このケース、随意契約とした妥当性について、検査院が指摘しますように、特に透明性の確保に留意し、その妥当性について十分に説明責任を果たせるのか否か、この点を機構の御担当者にお伺いしたいと思いますが、答弁者、いらっしゃっていませんでしょうか。お願いいたします。

参考人（飯原一樹君） お答え申し上げます。

従前、機構が所有いたします賃貸住宅に係る業務については、特に耐震診断という微妙な判断に至りますものにつきましては、情報管理等の観点から随意契約ということを行ってきたのは事実でございます。

しかしながら、昨今の関連法人との随意契約見直しに伴いまして、平成二十年度からはすべて企画競争に移行をするということを決めました次第でございます。

風間直樹君 この理由がよく分からないんです。情報管理を徹底して居住者の無用な混乱を避ける目的と今おっしゃいましたが、情報管理というのはどういうことなんでしょうか。

参考人（飯原一樹君） 耐震診断の件ですので、当然ながら、居住者の方自らの場合によつてはですが、生命、財産にもかかわるような数字といますか結果であるということから、その結果がまとまった形で分析されない段階で、一つ一つ断片的な形で居住者の方に提供されるということでは誤解を招く場合もあるということ、全体として随意契約ということをやつてまいりました。

ただ、それにつきましても見直しを行いまして、今申し上げましたとおり、今年度からはプロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式に移行することを決定した次第でございます。

風間直樹君 これは、やはり今の御説明は十分な説明責任には余りなっていないと言わざるを得ないと思うんです。今年度以降改められたということですので、これはこれで結構ですが、恐らく、私も今後調べていくと、都市再生機構におきましてもほかの機構におきましても、こういう例がほかにもたくさん出てくるだろうと思います。引き続き、こうした再委託あるいは在職OBが大変多い公益法人に対する随意契約の問題につきましては、私も監視をし調査をしてまいります。

検査院にお尋ねをしますが、今回の報告書の中で、独立行政法人からの天下り職員が在籍する公益法人、随意契約の割合が非常に高いという指摘はなされました。ところで、天下り職員が十人以上在籍する公益法人の場合、そつでない法人に比べて随意契約の割合というのは、件数それから金額で何倍くらいになるのでしょうか。

説明員（真島審一君） お答え申し上げます。

お尋ねのケースを十九年度について見ますと、これは十九年十二月までの件数でございますが、発注元独立行政法人退職者の再就職者が十人以上在籍の随契先公益法人等では、一法人当たりの随意契約の件数は四十一・六件、支払金額は十三億一千五百万円となっております。

一方、その再就職者が一人以上十人未満在籍の随契先公益法人等では、件数は七・四件、支払金額は五億二千六百万円となっております。再就職者が十人以上在籍している随契先公益法人等の方が、件数で約五倍、支払金額で約二倍となっております。

風間直樹君 こういう指摘を見ましても、この独立行政法人からの天下り職員が公益法人に多数行くというのは、やはり根本的に見直していかなければいけないと思うわけでありまして、今回の会計検査院の報告を受けま



れま  
す。  
官  
房  
長  
官  
の  
御  
決  
意  
を  
伺  
い  
た  
い  
と  
思  
い  
ま  
す。

して、天下りと随  
意契約のその相  
関性というのは  
私はこれでもう  
明白になった、非  
常に明らかにな  
ったと、このよう  
に思います。

そこで、国から  
独立行政法人や  
公益法人への天  
下りだけではな  
くて、やはり独立  
行政法人から公  
益法人への天下  
りも見直すべき  
だと。先ほどの柳  
澤委員の質問と  
問題意識を共有  
するわけですが、  
官房長官、この点  
先ほど鳩山大臣  
も大変苦しい答  
弁をされていま  
したけれども、こ  
れはやはり政府  
の取組の意思と  
いうものが問わ

国務大臣（河村建夫君） 独立行政法人においてもこうした契約事務等  
も適正にやると、これはもう当然のことだと思っております。特に随意契  
約に係る問題については、先ほど来のお話のように情報開示をきちつとや  
る、それから公益法人を含む関連法人との関係を示す情報、これについて  
も一覧性のある開示の取組、これ今、昨年来、徹底をいたしておるところ  
でございます。

その上で、今御指摘をいただいた独立行政法人から公益法人への天下り  
といいますが、いわゆる再就職、これを見直す問題であります。まず職  
員が公務員の身分を有するいわゆる公務員型の特定独立行政法人につき  
ましては、各府省の職員と同じように国家公務員法による再就職の規定を  
受けることになっておるところであります。

もう一つ、職員が公務員の身分を有しないいわゆる非公務員型、この独  
立行政法人、これにつきましては、さきの通常国会に提出させていただい  
ております独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等、いわゆる独法  
改革法案によって、独立行政法人と密接な関係のある公益法人等の、いわ  
ゆるファミリー企業という指摘を受けましたが、この間において不明朗な  
関係が生ずるのではないかとこの指摘がありました。こういうことがない  
ように、あつせん等の禁止などの再就職規制を設ける御提案も今いたしてお  
るところでございます。

政府としては、このような御指摘にきちつと対応しなきゃならぬという  
ことで、まずこの法律案の成立に向けて今努力をいたしておるところでござ  
いまして、この点についても御理解をいただいて審議もいただきたいと  
こう念じておるわけでございますが、いずれにしても、このような指摘を  
受けることがないように、いかにして徹底するかということが非常に大事  
だと思っております。公開性の問題、これもきちつとやらなきゃなりま  
せんし、そうしたそしりを受けないように更に我々としても全力を懸けて  
こうしたことにこたえていかなきゃいかぬ、このように思っております  
であります。

風間直樹君 十九年六月の決算審査措置の要求決議に対しまして、政府



が本年一月に講じた措置を国会に報告して次の表明をしています。つまり、各法人が随意契約見直し計画の策定過程において、関連法人との契約を含めて徹底的な見直しを行うこと。さらに、その結果、独立行政法人全体で平成十八年度に締結した競争性のない随意契約一兆円のうち、約七割を競争性のある契約に移行することであり、

検査院に対して要請をいたします。この契約移行の結果につきまして、十九年度に関する実態調査を行うよう要請をさせていただきます。

最後に、若干時間がございますので、官房長官にお尋ねをしたいと思います。

官房長官は、こうした政府それから独立行政法人さらに公益法人に対する様々な契約の問題、天下りの問題をまさに官邸の中心として取り束ね、

そして改善を求めていくお立場にあると考えております。

官房長官御自身が、先日来、御本人の事務所費の問題について様々な指摘を受けていらつしやいます。その後、この事務所費の問題、領収書を調べられた結果、それを公表されたかどうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

国務大臣（河村建夫君） 御指摘の点でございますが、さきの決算委員会にも同じような御指摘を受けました。そのとき御答弁申し上げたんですが、この問題については、領収書、書類、整備をいたしております。

この領収書等については公開の義務はないんですが、御指摘でございましたから委員会の、これはその前の参議院の外交防衛委員会の理事会にお諮りをいただくように、その国会の御指摘に従いたい、このように申し上げておるところであります。

風間直樹君 ちょっと整理をさせていただきます。

そうすると、官房長官としては領収書を整理、調査した上で公表する用意はあるけれども、それを実際公表するかどうかは外交防衛委員会の理事会の判断を待つと、こういうことでよろしいでしょうか。

国務大臣（河村建夫君） 委員会においてそのように申し上げてきておりますので、そういうことで結構でございます。

風間直樹君 参議院の予算委員会、開催されましたときには、そうではなくて、できるだけ早く調査をして公表をするとお約束されたんじゃないでしょうか。

国務大臣（河村建夫君） 私としては、あのときは既に解散をした、今年の三月に解散した団体でございましたので、書類移し替えたりなんかした点もあったものでありますから、その点を調査して整理してお諮りをしたいということをおっしゃったところでございますが、その後御指摘もご

ございましたので、これはいろいろ調べてみますと、公開の義務のないものでありますので、委員会の理事会等にお諮りをすべきことだと、このように判断していただいたような答弁をしたところでございます。

風間直樹君 済みません、よく分からないんですが、そうすると、なぜ外交防衛委員会の理事会なんですか。

国務大臣(河村建夫君) そこでそのような御指摘をいただいたものでありますから、理事会でお諮りしていただきたいと、このように申し上げたわけでありませぬ。

風間直樹君 ただ、予算委員会で、官房長官お答えになっていきますよね、速やかに取りまとめ公表すると。時期は明示されませんでしたけれども、私もそれを待っているんですが、それがなぜ外交防衛委員会の理事会になってしまったのか。

逆に言うと、この決算委員会で私が理事の皆さんに理事会でお諮りいただいて、長官に速やかにお出しただくように決定いただいた場合には出していただけるんでしょうか。

国務大臣(河村建夫君) 私の方は出させていただく用意はございます。ただ、委員会でするように申し上げておりますので、その委員会と調整をいただければと、このように思います。

風間直樹君 外交防衛委員会の質疑録を読んでおりませぬので、どういう経緯でそういふ形になったのか、ちょっと釈然といたしません。私の方からも委員長にお願いをいたします。

ここは決算委員会でありまして、やはり国の機関の様々な決算を審査する場でありまして、官房長官のこの問題につきまして決算委員会理事会でお諮りいただきまして、長官に対して速やかにこの領収書調査結果を公表されるよう要請をお願いしたいと思います。

委員長(小川敏夫君) ただいまの申出につきましては、後刻理事会で協議いたします。

風間直樹君 終わります。

委員長	小川敏夫
理事	神本美恵子
	藤本祐司
	柳澤光美
	岸宏一
	西島英利
	濱田昌良
	大久保勉
委員	加藤敏幸
	風間直樹
	金子恵美
	川崎稔
	行田邦子
	武内則男
	外山斎
	山江康
	山ひろえり
	石井みどり
	荻原健司
	塚田一郎
	牧野たかお
	松村龍二
	山政和也
	山本順三
	山友和夫
	弘松あきら
	松仁比
	又市征